

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根2号機 設計及び工事計画）【165】

2. 日時：令和4年5月10日 9時55分～11時15分

3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

義崎管理官補佐、伊藤原子力規制専門員

事業者：

中国電力株式会社

電源事業本部 担当部長（原子力管理） 他8名※

中部電力株式会社

原子力本部 原子力部 設備設計グループ 担当 他1名※

電源開発株式会社

原子力技術部 設備技術室 担当 他1名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. 配付資料

・なし

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	原子力規制庁の吉崎です。それでは島根の工事計画のヒアリングについて開始したいと思います。中国電力の説明をお願いします。
0:00:18	はい。中国電力河口です。それではまず、資料確認の方をさせていただきたいと思います。
0:00:25	資料としましては、NS2-他-1-043なら、こちら記載適正化箇所リスト。
0:00:33	N-S2-添1-043、こちらは説明書
0:00:37	N-S2-添1-043 カッコ費、こちら説明書の比較表。
0:00:43	最後に、N-Sに-補07007。
0:00:47	はい。03、こちら補足説明資料。
0:00:50	以上の四つとなりまして、提出日はすべて7月28日となっております。
0:00:55	資料はおそろいでしょうか。
0:00:58	はい。規制庁吉崎です資料、すべてあります。
0:01:02	ありがとうございます。中国でのカワグチありがとうございます。
0:01:06	では、説明に伝えてますが、まず、
0:01:10	説明については主に比較表により、先行電力との相違箇所について説明させていただき、必要に応じて補足説明資料等説明させていただきたいと考えております。
0:01:18	また、整理、
0:01:20	PCからの変更箇所、適正、
0:01:23	記載適正箇所リストを提出しているんですが、そこについては、
0:01:27	比較表の説明の中に合わせて説明させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。
0:01:35	まず説明に入りますので、今回のヒアリングの説明範囲についてご説明いたします。
0:01:42	申請対象設備の一つであります遠慮プール監視カメラ用冷却設備については、
0:01:47	ひずみ仕様については机上評価になって、その評価結果に基づいて、第3回補正で税図書を今現在提示させていただいているんですが、
0:01:56	先行プラントの審査においては、実機の試験結果を用いて、その性能試験、
0:02:03	その性能を説明されているんですが、ちょっと当社においてはまだ現状、実機を用いた性能試験を実施中でありまして、
0:02:11	資料を的資料作成できない箇所があるため、
0:02:14	カメラ設備について今回説明を行わず、試験終了後の契約について、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:19	シェアリングにおいて、別途ご説明させていきたいと考えておりますので、
0:02:23	よろしくお願いいたします。
0:02:25	では、説明の方に移らせていただきますと比較表をご確認願います。
0:02:35	と、まず 1 ページ目になります。こちら、そういう理由の類型化の表と、
0:02:40	記載しております。
0:02:41	具体的な理由、内容につきましては、
0:02:44	本文中にてご説明いたしますが、
0:02:46	類型化した層理が再掲されている場合や、
0:02:49	及び層位理由が明確なものについては、ちょっと説明を割愛させていただきたいと考えておりますのでご承知おき願います。
0:02:57	2 ページ目をお願いします。こちら、
0:03:00	目次となります。
0:03:02	先行電力との相違箇所がございますが、具体的な説明については、本部にてさせていただきます。
0:03:12	では 3 ページをお願いいたします。
0:03:17	こちら、1 ポツ、概要になります。
0:03:21	まず、先行電力との相違としまして、一つ目の相違ですが、
0:03:25	こちら、表現上の相違となります。
0:03:28	技術基準規則の
0:03:31	名称としましては、使用済み燃料貯蔵槽、
0:03:34	となりますが、カシマ 2 号機の設備名称としては、燃料プール、
0:03:39	としてこの説明書に記載していることによる相違でございます。
0:03:43	以降統一の相違については、そういう理由を記載を省略しております。
0:03:50	次に、二つ目の相違につきましては、
0:03:53	こちら、島根 2 号機は燃料プールの水位を監視する設備としまして、
0:03:58	燃料プールライナドレン漏えい水、
0:04:00	を申請対象設備としていることによる、
0:04:04	前後電力との相違となっております。
0:04:08	次 4 ページをお願いいたします。
0:04:12	こちら、
0:04:13	2 ポツ、基本方針の記載になります。
0:04:16	ちょっとこちら、
0:04:18	記載適正化箇所がありますのでご説明いたします。
0:04:22	2.1. 1 の、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発音者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:24	一番下から3行から2行目の記載になるんですが、
0:04:28	こちら、電源の明確化のため、
0:04:30	断裁管第3回補正提出時には、非常用交流電源設備と規定していたものを、
0:04:37	非常用ディーゼル発電設備、
0:04:39	に記載の適正化を行っております。
0:04:43	後以降も同様の適正記載適性が箇所を行って数ヶ所か何ヶ所かありますが、ちょっと説明は割愛させていただきたいと考えております。
0:04:52	では、ちょっとまた説明に移ります。
0:04:58	こちら、まず一つ目のそう言ったんですが、
0:05:01	こちらは、特会第2との記載方針の相違となりまして、
0:05:04	島根の、
0:05:07	資料構成上、このように2.1.1という項目を設けているかどうかの機会でございます。
0:05:13	なので実質的な相違はございません。
0:05:16	同じページのカシマ2号機の2.1.1の項目についても同様の合意となっております。
0:05:24	次、二つ目の騒音につきましては、
0:05:27	島根2号機は燃料プール冷却ポンプ入口温度、
0:05:31	及び燃料プールライナドレン漏えい水。
0:05:35	について、公認耐震性対象設備費と入れていることによる設備の相違でありまして、
0:05:40	以降の同様の層理につきましては、類型化を行っております。
0:05:48	三つ目の層位としまして、
0:05:51	シモ2号機の記載において、燃料プール水位、
0:05:54	ポツ、温度括弧SAという記載に実践を聞いておりますが、
0:05:58	こちら、燃料プールの水温及び水位を継続するための設備構成の相違でありまして、
0:06:04	以降の同様の相違については、同じく類型化を行っております。
0:06:10	四つめの、
0:06:12	層位
0:06:13	2.91の項目の相違ですがこれはご説明した通り一つ目のそういと同様となっております。
0:06:19	五つ目の補償についてですが、こちらは二つ目と二つ、三つ目の相違理由と同様となっております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:26	続きまして、5 ページ目をお願いいたします。
0:06:32	こちら、2. に重大事故等対処設備に関する治療済み燃料貯蔵の温度及び水位等の継続の記載になっております。
0:06:43	こちら、
0:06:45	東海第 2 の中段、
0:06:48	の記載について、
0:06:51	一線を引いておりますが、
0:06:55	こちらは、
0:06:57	カシマ 2 号機は、
0:06:59	継続の、
0:07:00	結果の指示、記録及び保存については、
0:07:04	項目番号で言うと 3.2。
0:07:06	の方に、
0:07:08	この今、東海林が記載してる内容、
0:07:10	整理していることによる、資料構成の相違となっております。
0:07:17	また、芝 2 号機の
0:07:20	2.2. 2 の項目に実線をつけております。
0:07:24	こちらは、
0:07:25	カシマ 2 号機は重大事故等の対処に必要なパラメータの計測。
0:07:29	または推定について、
0:07:32	記載していることによる、記載方針の相違となっております。
0:07:38	続きまして、6 ページ目をお願いいたします。
0:07:42	こちら、
0:07:43	記載適正箇所があるのでご説明いたします。
0:07:47	豊島 2 号機の
0:07:48	記載、上から 7 行目。
0:07:50	の記載になるんですが、
0:07:52	こちら、
0:07:53	第 3 回補正提出時には、
0:07:55	代替パラメータによる、
0:07:58	推定手段等と記載しておりましたが、
0:08:01	記載の統一化の観点から、
0:08:03	代替パラメータによる推定の対応手段等という記載に記載を見直しました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:09	ホームページにおいては、先行電力の相違は自主的な相違箇所はございません。
0:08:16	続きまして、7 ページ目をお願いいたします。
0:08:25	こちら、3 ポツ、使用済み燃料と同等の温度及び水位等管理施設装置の構成となっております。
0:08:32	こちら、また、記載適正箇所がありますのでご説明いたします。
0:08:37	と島根 2 号機の記載、上から 3 行目の記載になりますが、
0:08:41	補正提訴時には、
0:08:43	システムの構成。
0:08:46	を記載しておりましたが、
0:08:48	記載の統一化の観点から、システム構成という記載に直しております。
0:08:54	それ以外先行電力との自主的な相違はございません。
0:09:02	続きまして 8 ページをお願いします。
0:09:06	こちら、3.1、使用済み燃料貯蔵槽の温度及び水位等の継続ということになりまして、
0:09:11	以降は各系統設備の具体的な説明となります。
0:09:16	戸松(1)としまして燃料プール温度、
0:09:19	御説明になりますが、
0:09:20	こちら、
0:09:21	先行電力と比較して、実施大きなそういう箇所はございません。
0:09:27	続きまして 9 ページをお願いします。
0:09:32	こちら、(2)燃料プール冷却ポンプ入口温度の説明になるんですが、
0:09:37	こちら、東海大においては、
0:09:40	公認対象設備の相違によって、記載が異なっているということでそれをそういう理由として②の総意としております。
0:09:50	柏崎とは、実績がそう大きな相違はございません。
0:09:56	10 ページをお願いいたします。
0:09:58	こちら、燃料プール水プロセス水系の説明となります。
0:10:03	こちら、
0:10:04	一つ目の層位としまして東海第 2 と相違がございます。
0:10:08	こちら、
0:10:10	おいとしましては、
0:10:11	カシマ 2 号機は、
0:10:13	推計としては、フロート式のみを設置していることによる設備の相違となっております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:19	同じく、下の、
0:10:21	概略構成図につきましても、
0:10:23	同様の理由による相違となっております。
0:10:30	続きまして、11 ページ目をお願いいたします。
0:10:36	こちら、(4)ということで燃料プールライナドレンの漏えい水のご説明になります。
0:10:42	こちらは東海第 2 と、
0:10:44	記載の相違がございますがこちらは、
0:10:46	工認申請対象設備の相違によるものとなっております。
0:10:52	続きまして 12 ページをお願いいたします。
0:10:55	以降、
0:10:56	12 ページから 14 ページにおいて、
0:11:00	柏崎 7 号機の記載。
0:11:03	に該当する、島根 2 号機の記載はございませんが、
0:11:06	こちらは燃料プールの水位及び水位を継続するための設備構成の相違により、
0:11:12	カシマ 2 号機においては、柏崎ナカノ大木が記載している設備、
0:11:17	比較対象となる設備がないため、こういう記載が異なっております。
0:11:25	続きまして、ページ飛びまして 15 ページをお願いいたします。
0:11:32	こちら、燃料プール水温度括弧SA指導算式水温度計の説明となります。
0:11:38	こちら、東海第 2 と記載が異なっておりますが、
0:11:42	こちら、先ほど同様設備構成の相違によるものとなっております。
0:11:47	以降、該当設備については、
0:11:50	18 ページまで柏崎 7 号との比較を行っております。
0:11:55	設備設計の違いにより、検出点の位置や、検出件数が異なる。
0:12:02	ため、該当の記載箇所については、1000、
0:12:05	を引いておりますが、その他に大きな相違はございません。
0:12:14	ページ飛びまして 18 ページをお願いします。
0:12:20	こちらちょっと大変申し訳ないんですが、ちょっと誤記がありましたのでちょっとご説明いたします。
0:12:27	こちら図 3-7 燃料プール水温度括弧SAの構造図を記載しているんですが、
0:12:33	右側の、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:35	中央制御室内の契機として、指示計を三つ、経営を一つ記載をしているんですが、
0:12:41	正しくは、この
0:12:43	地域、
0:12:45	ついては一つ。
0:12:47	火が見える記録規定。
0:12:49	失礼しました指示が見れる記録系となりますので、
0:12:52	前ページの 17 ページの図 3-6 と同様に、
0:12:57	ちいではなく、
0:12:58	切り／記録。
0:13:00	と記載するのが正しい記載となりますので、
0:13:03	理解、
0:13:04	辻には、急逝いたします。
0:13:07	大変失礼いたしました。
0:13:09	なお、説明書側は、正しい記載となっております。
0:13:21	19 ページをお願いいたします。
0:13:28	こちら、燃料プール水、括弧SA、
0:13:31	ということでガイドパルス式水位計の説明となります。
0:13:35	柏崎 7 号については、
0:13:38	対象と比較対象ある設備がないため、東海第 2 との比較を行っております。
0:13:44	まず、1 行目。
0:13:46	の東海第 2 との相違なんです、こちらは島根 2 号機は、該当設備を、
0:13:52	技術基準規則の第 69 条及び
0:13:55	73 条対象である。
0:13:57	の、SA時の水を継続するための設備として、
0:14:01	設置していることに相違ありまして、
0:14:03	以降の動揺損益については類型化を行っております。
0:14:11	あわせて東海第 2 号、2 段落目、三田君工について、真嶋 2 号機に該当する記載が、
0:14:19	ない理由は、同様の理由となっております。
0:14:25	また、東海第 2 の 5 段落目の記載については、
0:14:29	こちらは、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:14:31	技術基準の第 30 条の要求事項に対する記載となっておりますが、カシマ 2 号機は、
0:14:37	燃料プール水温度、括弧SAを、
0:14:40	技術基準規則第 30 条の対象設備としておりますので、
0:14:45	線量プール水括弧SEについては、SA設備としているため、該当の記載はございません。
0:14:51	それによる増員となっております。
0:14:55	また、
0:14:57	一番最後の段落につきましては、
0:14:59	カシマ 2 号機は該当設備を交流電源駆動としていることによる、
0:15:03	東海第 2 との相違となっております。
0:15:09	続きまして、20 ページをお願いいたします。
0:15:15	こちら、下側に、
0:15:17	図 3-9 としまして燃料プール水括弧Sの構造図を記載しておりますが、
0:15:21	こちらは東海第 2 た記載方針の相違となっております。
0:15:31	続きまして、以降、21 ページから 27 ページにつきましては、
0:15:37	燃料プールの監視カメラ及び燃料プール監視カメラ用冷却設備の説明となりますが、
0:15:43	ゴトウにちよつとご説明した通り、
0:15:45	今回はちよつと説明を割愛させていただきまして、議会の
0:15:48	ヒアリング時等に説明させていただきたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。
0:16:01	ではページ止めまして、28 ページをお願いします。
0:16:05	こちら、可搬型計測器の説明となります。
0:16:10	こちら、東海第 2 と記載が異なっていますが、
0:16:13	こちらは、島 2 号機は、可搬型計測器を、
0:16:17	を設工認上の核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設と位置付けていることによる相違でありまして、
0:16:25	以降の同様相違理由については、類型化を行っております。
0:16:30	以降、31 ページまで、
0:16:32	柏崎 7 号と比較を行っております。
0:16:41	同じ 28 ページの二つ目の、
0:16:43	そういう柏崎と 7 号との相違につきましては、
0:16:46	こちらは、パラメーターを継続する設備の数の相違による、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:51	工数の相違。
0:16:52	個数及び保管場所の相違。
0:16:55	及び、また、島根 2 号機は、
0:16:58	3 号機申請になっていることによる増となっております。
0:17:06	29 ページをお願いいたします。
0:17:09	こちら可搬型計測器の構造とありますが、
0:17:13	こちらは、中に記載している可搬型計測器の個数及び保管場所の方位、
0:17:19	となっております。
0:17:24	30 ページをお願いします。
0:17:28	本ページの次の 31 ページにそれぞれ考えた継続の、
0:17:33	本設及び予備品の保管場所の図面を記載しておりますが、
0:17:37	こちらは、設備設計の相違により、柏崎 7 号とは、保管場所が異なるため、
0:17:42	線引き相違を記載しております。
0:17:54	31 ページをお願いいたします。
0:17:59	こちら、ページ下部に、表 3-1 として、可搬型計測の継続対象パラメータを記載しております。
0:18:07	こちら、柏崎 7 号とは、燃料プールの水位及び水温継続するための設備構成が異なっているため、
0:18:14	こちらの監視パラメーター、
0:18:17	異なっております。
0:18:22	続きまして、32 ページをお願いいたします。
0:18:28	こちら、3.2、使用済み燃料貯蔵槽の温度及び水位を監視する装置の計測結果の表示、記録及び保存、
0:18:35	の項目となっております。
0:18:41	まず、こちら、
0:18:45	失礼いたしました。
0:18:48	こちら、層位箇所につきましては、
0:18:52	先ほど、もうすでにご説明類型化でご説明した通り、工認申請対象設備のそういう及び設備構成に相違により、
0:19:00	線量先行電力との麻生設備の相違、
0:19:03	ある箇所について実線を引いておりまして、その類型化したそういう理由を記載しております。
0:19:11	3030 ページをお願いいたします。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:15	こちら、表の 3-2 として、
0:19:17	使用済み燃料と同等の温度及び水位を監視する装置の計測結果の表示または表示、
0:19:23	場所及び記録場所を記載しております。
0:19:26	こちら、先行電力と相違としまして、
0:19:30	注記 1 につきましては、
0:19:32	こちらはカシマ 2 号機を考えた計測器を、
0:19:36	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設にしていることによる、東海第 2 との相違となっております。
0:19:42	注記については、島根 2 号機においては、プラントパラメータ監視装置によりまして、中央制御室の待避室にいても、
0:19:50	この
0:19:52	中記入を記載してるパラメータについては監視が可能で、
0:19:55	なのでその旨を記載していることによる、東海第 2 との相違となっております。
0:20:04	34 ページをお願いいたします。
0:20:09	こちら、3.3、使用済み燃料貯蔵槽の温度及び水位等を監視する装置の電源構成となっております。
0:20:16	まずちょっとこちら記載適正化箇所がありますのでちょっとご説明いたします。
0:20:21	こちら、
0:20:23	上から 3、失礼した上から 5 行目から 7 行目になるんですが、
0:20:27	電源の明確化及び記載の統一化のため、
0:20:31	補正提出時は、非常用交流電源設備でやっていきたいであったものを、
0:20:36	非常用ディーゼル発電設備に、
0:20:40	また、
0:20:43	移動用直流電源。
0:20:45	からの給電により、これらを継続することができる設計とする。
0:20:49	と記載していたものを、
0:20:50	非常用直流電源からの給電が可能設計とすると。
0:20:54	いう記載に見直しております。
0:21:00	記載適正化社長は以上となります。
0:21:02	遠い箇所につきましては、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:06	計装設備に相違がある箇所及び、供給電源異なる箇所については実線置き、
0:21:12	そういう形及び類型がそういう理由を記載しております。
0:21:18	続きまして、36 ページをお願いいたします。
0:21:26	こちら、4 ポツ、使用済み燃料と同等の温度及び水位を管理する装置の継続範囲及び警報動作の動作範囲の説明となります。
0:21:35	一つ目の層位としまして、また以降、実施前のまた以降の記載を実線引いているんですが、こちらはカシマに誤記攪拌型計測器を、
0:21:45	に対処していく。
0:21:47	失礼しました。核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設にしていることによる、東海第 2 との相違となっております。
0:21:56	また、二つ目の層位会社として、
0:21:59	島根 2 号機の重大事故等、
0:22:01	中段以降の重大事故等の記載について、実線を引いてるんですが、
0:22:05	こちらは 2 ポツの基本方針でもご説明しました。
0:22:10	島根 2 号機は、重大事故等の対処に必要なパラメータの計測または計測について、この説明書で記載していることによる、
0:22:18	東海大と層位となっております。
0:22:23	37 ページお願いします。
0:22:27	このページから、核計装設備の計測範囲及び警報動作範囲の具体的な説明となります。
0:22:34	まず(1)として、燃料プール温度の説明になりますが、
0:22:38	こちら、
0:22:39	計測範囲が上限温度、
0:22:41	及び警報
0:22:43	設定時以外につきましては、前項電力との大きな相違はございません。
0:22:50	38 ページをお願いいたします。
0:22:54	こちら、燃料プールポンプ入口温度の説明になりますが、
0:22:59	東海大においては、工認申請対象設備の相違となっております。
0:23:04	また、柏崎との層位としては、
0:23:07	計測範囲、
0:23:09	の通りでありまして、その他大きな相違はございません。
0:23:17	つきまして、39 ページをお願いいたします。
0:23:23	こちら、燃料プール水位の説明となります。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:27	こちら、東海第 2 とは、島根 2 号機がフロート式のみであることによる相違。
0:23:33	あと、
0:23:34	東海第 2 及び柏崎 7 号等の層位としましては、警報設定値ドイとなっております。
0:23:42	続きまして、41 ページをお願いいたします。
0:23:47	こちら、燃料プールライナードレン同SEの説明となります。
0:23:57	こちら東海大においては、工認申請対象設備の相違となる。
0:24:01	ております。
0:24:02	柏崎 7 号とは、警報設定値の相違。
0:24:05	となりますのでその部分に一線を引いております。
0:24:11	続きまして 41 ページをお願いいたします。
0:24:15	こちら、先行電力、記載している設備と比較対象となる島根 2 号機の設備がないため、島根 2 号機のオガワの記載はございません。
0:24:26	42 ページをお願いいたします。
0:24:31	こちら、ホームページ及び 43 ページが、燃料プール水温度括弧SEの説明となります。
0:24:39	こちら、東海第 2 とは、
0:24:41	設備、燃料プールの水及び水を築くための設備構成層により、
0:24:46	当該第二課にはちょっと比較対象はございません。
0:24:50	また、柏崎 7 号との相違としましては、牽引捨てんす。
0:24:55	及び、計測範囲に相違ございますので、該当箇所に一線を引いてその設備の相違としております。
0:25:08	ページ飛びまして、44 ページをお願いいたします。
0:25:13	こちら、燃料プール括弧SAの説明となります。
0:25:21	まず、
0:25:22	一つ目の層位としまして、
0:25:24	東海第 2 注いがあるんですが、こちらはカシマ 2 号機は該当設備をSA時の水位計測設備として設置していることによる相違でございます。
0:25:34	一方の、東海第 2 に記載がありますが、締めり 2 号機に該当する記載がない箇所については、同様相違言うとなっております。
0:25:44	また、柏崎 7 号とは、燃料プールの水及び水位を継続するための設備構成の等によりまして、比較対象設備がない。
0:25:53	フタミ記載の額となっております。
0:25:59	45 ページをお願いいたします。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:02	こちら、ページ中 5 の方に、
0:26:04	表の 4-1。
0:26:06	間型継続の継続範囲を記載しております。
0:26:09	東海第 2 とは、申請対象設備の相違、
0:26:13	柏崎 7 号とは、
0:26:14	設備構成の相違による監視パラメータの相違。
0:26:17	となっております。
0:26:20	説明庄野比較表のご説明は以上となります。
0:26:24	続きまして、補足説明資料のご説明に移らせていただきたいと思いますので、
0:26:30	補足説明資料をお願いいたします。
0:26:42	まず、こちら、
0:26:44	まず目次をお願いいたします。
0:26:51	と、
0:26:51	今回ベース範囲としましては、冒頭にご説明いたしました通り、燃料プール監視カメラ括弧SAの関係箇所である。
0:27:00	2 ポツと 3 ポツを除いた範囲。
0:27:03	パッケージ 3 位となっております。
0:27:06	で、資料構成につきましては、1 ページから 4 ページまで、
0:27:10	及び 10 ページ 11 ページ 13 ページについては、
0:27:13	先ほどご説明しました核計装設備の計測範囲の、
0:27:17	補足として、警報設定の考え方及び根拠。
0:27:22	を記載しておりますが、ちょっと設置許可の審査資料にてすでにご説明の
0:27:26	内容となるため、ちょっと今回ご説明は割愛させていきたいと考えております。
0:27:31	また、ここから 9 ページにつきましては、
0:27:34	燃料プール、水、括弧、
0:27:36	失礼します燃料プール水. ポンド括弧SA。
0:27:39	の詳細説明としまして、
0:27:41	検出点 1 の設定の考え方。
0:27:44	検出原理及び事故時の継続性の信頼性等について記載しております。
0:27:49	こちら、設置許可の審査資料にてほぼ御説明の事項となるんですが、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:53	ちょっと工認において追求した事項がありますので、その該当部分についてご説明させていきたいと思えます。
0:27:59	8 ページ目お願いいたします。
0:28:11	こちら 8 ページの本文中の下から 6 行目以降が、
0:28:15	今回追記文になるんですが、
0:28:18	こちら、燃料プール水温度、括弧衛生については、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備であるため、
0:28:27	燃料プールが照射電力認証された燃料を貯蔵する期間は、
0:28:33	点検時を除きますイオン及び水を常時継続する旨を、
0:28:38	明記しております。
0:28:40	また、計器の熱電対の断線や、
0:28:43	電源異常等の異常発生時には、警報が発生し、
0:28:47	運転員が把握できること、及び、その異常発生の際情報として、
0:28:52	熱電対の男性につきましては、脇電力の監視によると。
0:28:56	人間上については、電源装置から供給される電源電圧の監視より検知できることをそれぞれ記載しております。
0:29:12	続きまして 12 ページをお願いいたします。
0:29:20	こちら、1.8、燃料プール水位。
0:29:23	(イ) 末の研修現状ということで、ガイドパルス式の
0:29:27	水位計の検出原理を記載しております。
0:29:30	こちら図、まず 10 図の 1.1-11 に記載しております通り、
0:29:38	電気信号、パルス、
0:29:42	演算装置にて発生させまして、
0:29:45	その発生パルスが、こちらの燃料プールの水面にてインピーダンスの変化点に手配反射する性質を用いたものとなっております、
0:29:54	発声パルスが水面で反射して、反射パルスとなって演算装置に返ってくるまでの時間、
0:30:01	演算装置にて、
0:30:03	継続しまして、
0:30:06	その往復時間、
0:30:09	次に、
0:30:11	変換する装置となっております。
0:30:18	あと補足説明資料についての説明については以上となります。
0:30:22	以上です。
0:30:23	説明は以上となります。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:32	はい。規制庁の義崎説明ありがとうございました。最初に今回の対象範囲の確認なんですけども先ほど説明あったように、
0:30:42	監視、プールの監視カメラSAのところの試験のデータが今まだないのでそこだけ、その関連のところを、
0:30:53	今回は対象外ということで、
0:30:55	比較目標のページで言うと、
0:30:58	さっき言ったところは何ページだけ。
0:31:01	21 ページから 27 ページぐらいが、
0:31:05	今回の対象外ということでよろしいですか。
0:31:10	中国電力河口です。ご指摘、ご認識の通りでございます。
0:31:14	以上です。
0:31:17	はい。規制庁ヨシザキヤスわかりました。
0:31:20	刀禰比較表に基づいて確認していきますけども、
0:31:25	2 ページのところの一番最初の記載の記載方針の相違をこれから、
0:31:30	計測または推定のところが違うということで
0:31:35	表現の相違ってことで、了解です。
0:31:39	4 ページ、4 ページのところであまり確認なんですけど、この
0:31:45	先行と違うところで正井の、
0:31:48	いう理由というか正解書いてあるところは、
0:31:51	燃料プールの冷却本部長温度と、燃料プールライナードレンの水、
0:31:59	が、今回申請対象にしている。
0:32:03	ここの理由は何ですかね。
0:32:09	中国電力河口です。
0:32:11	こちら、対象にしている理由としましては、
0:32:14	こちら、EPの審査におきましても、こちらの
0:32:18	燃料プール冷却ポンプ入口温度と燃料プラインドSEにつきましては、EPの 16 条対象設備として、新規制の審査、
0:32:27	イデ説明書しております。
0:32:30	なので、
0:32:31	引き続きまして工認段階でも、今回申請対象としているものでございます。以上です。
0:32:49	規制庁の吉崎です。EPというか許可の段階で登録されてるから、工認でってのはそれはわかっているんですけど、
0:32:58	そもそもその、
0:33:01	DDを確認したかったんですけども温度は、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:33:06	プールの温度もあるけども、入口温度に巻かれるからそれを、耐震だとか、そういったところも検討したところ、正にできるから、
0:33:17	監視の対象にしている、
0:33:20	ドレンのほうもドレンの方は、他には見えないけども、
0:33:25	何だ、ここはライナードレン。
0:33:30	ドレン水も、
0:33:33	水で見えるけども、漏れた方の、なんだ。
0:33:37	水の方でも監視できるから、両方で漏れた方と、岩森金で上がる方を下がるほど上がる方で、
0:33:45	まあ上がる方が早く上がるから見るとそういうそういうことですかね。
0:33:50	中国電力矢口です。ご認識の通り、こちらで燃料プールの冷却ポンプ出口温度でも燃料プールの温度、
0:33:58	実際
0:33:59	冷却水の問題なんですけどカンセキは借りると、
0:34:02	あと、燃料プールライナードレン漏えい水でも、こちら漏えい水をはかるものなんですけど、
0:34:07	実際燃料プール水そのものではないんですけど、水の漏えいを検知できるという意味で、水位の監視ができるものとして、
0:34:16	整理しまして、今回工認対象としているものでございます。以上です。
0:34:22	失礼しました。中国でバグです。
0:34:24	こちら、両方ともDB設備でございます。
0:34:27	以上です。
0:34:30	成長に移すREDYDBでもそういう何だ。
0:34:36	耐震性だとかを加味して見ているとそういうことですかね。
0:34:44	中国電力河口です。こちらの計器につきましては両方耐震としては、
0:34:50	Cということで耐震性はございません経験になります。以上です。
0:34:56	中国電力のフクマで補足させていただきます。ここの記載なんですけども、技術基準規則の 34 条関連の計器を書いてございまして、
0:35:06	デービーの関係の計器を記載してございます。SAの計器については 69 条 73 条の対象になりまして、
0:35:16	そのSA計器については別の項目書いてござい別のところに書いてございますけども、ここについては、DBの計器を書いてございますので
0:35:26	中には耐震性を有さない計器もございます。以上です。
0:35:35	規制庁のヨシツグですわかりましたそうですね 34 ソウダ書いてあるね、さっきソウダ 2.2、2.1 はDBで、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:43	2.2. 2 がヤス水がオカ。
0:35:46	わかりました。
0:35:48	はい。少しなんか何だ、ここの申請者、申請対象設備としているって書いてあるんで、
0:35:55	何で追加したのかっていうのを、理由を書いていただけるとありがたいんですけど、可能でしょうか。
0:36:05	中国電力阿久津です。
0:36:06	ちょっと備考欄にその旨がわかるんでちょっと追記を検討いたします。以上です。
0:36:13	はい規制庁のヨシツグですはい。お願いします。
0:36:16	その下の非架空の東海第 2 との比較で、
0:36:22	③の層位
0:36:24	③のそういう説明してますかね。
0:36:30	はい。中国電力河口です。
0:36:32	こちら、③の相違としましては、こっちまでの実線引いているのが、燃料プール水一つ温度がSAということで、ヒートサーモ式で増井イドんと図る。
0:36:44	設備となります。
0:36:46	で、特会代については、
0:36:48	実線を引いている箇所になるんですが、こちらがヒートサーモ式ではなくて、
0:36:54	ガイドパルス式になりますので、
0:36:58	そういった意味で、
0:36:59	設備構成、
0:37:02	明日、燃料プールの水温及び水位を計測するための設備構成が異なっていると。
0:37:06	ということで、③の総意としております。以上です。
0:37:18	市長の井関です。えっとですね。
0:37:22	例えば比較表の 12 とか 13 ページで、
0:37:26	③のそいで、同じように、
0:37:30	嶋には、
0:37:32	空白なんですけど、
0:37:35	歩行は何だ。
0:37:39	要は先行劣に該当する計器はないんですけどここについて、何つうか、代替ではかれるようになっているのかそれとも何か、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:51	別の計器で測るってことですかね。
0:37:54	ない理由を説明して欲しいんですけど。
0:38:00	中国電力川口です。こちら、12 ページの、こちらの③の相違ということなんですが、こちら柏崎等を記載している設備、比較対象がないというんですが、
0:38:11	こちら柏崎のこの設備としては、
0:38:14	SA設備として水位と温度を両方測る。
0:38:18	ものとなっております。
0:38:21	ちょっと締めまりにおいては、該当するものとしては、
0:38:25	同じく麻痺島根の場合ヒートサーモ式の燃料プール水ほとんど括弧SEがあるんですが、こちらはDB系SAの水位と温度をはかるものとなっておりますので、こちらの記載ではなくて、
0:38:37	15 ページ。
0:38:38	の(5)番として、
0:38:41	比較対象のある柏崎の(6)番の経費と、
0:38:44	比較をしております。
0:38:48	志間においては、
0:38:50	このSA設備として増井頭取を測るものセイキとしてはございませんので、
0:38:56	比較対象がないということで丸さんの総意としております。
0:39:00	代わりにと言っはなんんですけど、19 ページに、
0:39:04	燃料プール水括弧SAということで、
0:39:06	SA設備として、水位を計測するガイド株式の推定を記載しております。
0:39:12	以上です。
0:39:17	規制庁の義崎ですちょっとわかりにくくなってるので、
0:39:22	最初の 12 ページの方はこれはDBSAになっているからここには、
0:39:30	なくて、15 ページの(5)が外。
0:39:35	等を島根は、
0:39:38	島根がBSへ、
0:39:41	になっている。
0:39:44	中国電力は口です。
0:39:46	こちら真嶋でもDB系SAとなっております、
0:39:49	該当する柏崎の設備も同じくDB系SA設備となっております。
0:39:55	以上です。
0:40:01	すいませんあのさ、規制庁の井関です。確認ですけど

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:05	島根と柏崎デービー件数両方同じだけでも、12 ページで比較対象になってないのはなぜでしたっけ、すみません、もう一度お願いします。
0:40:22	と、中国のカワグチです。12 ページ、こちら、柏崎の記載、この設備記載する設備がSA設備の水と温度をはかる技術、
0:40:34	となっております。
0:40:36	ですので、比較対象とするのであれば、柏崎同じくDB形成として、水ど
0:40:44	とんとん量をはかるもの。
0:40:46	そしてと、 整理しております。(6)番、16、15 ページに記載してる(6)番の設備と比較するのがわかりやすい。
0:40:54	比較対象として正しいではないのかとちょっと考えておまして、そのような記載としております。
0:40:59	以上です。
0:41:25	規制庁の吉瀬橋田氏、柏崎の方が一つ、多くあるから、
0:41:30	その分で、違いがあるってということですかね少し。
0:41:38	強い燃料届く。
0:41:41	SA、
0:41:45	中国電力は口ですが、ご認識の通りでして、
0:41:50	柏崎さん、7号の方は、
0:41:53	うちと同じく、ヒートサーモ式水位温度計が、
0:41:57	2台や、
0:41:59	あるんですが、うちは1台しかないので、
0:42:03	比較対象とするのであれば同じくDBA設備であるもの同士を比較して、
0:42:08	比較表として作りとしてはそのような、
0:42:10	比較を行って行っております。
0:42:14	以上です。
0:42:25	規制庁のやつだけ少しわかりにくくなってるので、
0:42:29	何だ、
0:42:32	何か不足しているように見えるから付してはいないというのを確認したいだけなんですけど。
0:42:40	値引きSAがあるのは15 ページの方で比較してて、
0:42:44	1213 は、
0:42:47	これ東海第2も13 ページあるんですけどこの、この不足してる部分
0:42:52	は、 どこに縛りはあるんですかね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:00	こちら、
0:43:01	中国電力久慈です。13 ページに記載しています。
0:43:07	の階段についてはこれはSA設備として、温度を継続するもの、計器を記載してあります。
0:43:15	なのでちょっとそれ該当する島根が設備がないので、こちらについても、カシマでは、
0:43:20	空白となっております。
0:43:23	以上です。
0:43:28	規制庁の瀬下の新導入SA設備で、島根SDBSSエダからここにはない。そういうことですか。
0:43:41	中国電力久慈です。比較設備としては比較はできるんですけど比較表としては島根は1ヶ所、
0:43:50	なんで、SAと、失礼しました。SE単独で、
0:43:54	温度はかる計器がございませし島根に動きはございません。
0:43:59	以上です。
0:44:32	規制庁のヨシツグですSA単独でと言われましたけどSs-Dで、
0:44:37	測れる。
0:44:39	プールの温度は、
0:44:43	15 ページってということですか。
0:44:48	中国電力河口です。ご認識の通りでございまして 15 ページに書いてある燃料プール水位。
0:44:54	点温度(イ)性が、
0:44:56	DBSAで水投与及び温度がはかれるヒートサーモ式水位温度計となっております。
0:45:02	以上です。
0:45:10	規制庁の井関少しわかりやすいようにちょっと備考に、ここはこういう理由で、こっちの方で見ているだとか、何て言うんすか。何か強いまねの方が該当するところが少ないから、
0:45:23	何かなんだ、不足しているように見えるんですよ。
0:45:29	そこについてはこのところ見て、こういう理由でこういうところで見ていると、だから条文のその適合性は提供していると。
0:45:40	いうふうな、備考の書き方。
0:45:45	を検討していただきたいんですけど、よろしいですか。
0:45:50	中国電力河口です。ちょっとその、
0:45:52	比較度はどこに書いて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:54	いるかもそこら辺がわかりやすくなるようにちょっと備考欄の記載は検討いたします。板井俊たいと思います。以上です。
0:46:02	規制庁のヨシザキさんの備考をではなくてそういう理由でもいいんですけど、一番最初のところで、
0:46:09	③のところで
0:46:12	燃料プール水温度を計測するための設備構成の相違って一言で書いてあるから、
0:46:18	その詳細は、ここ、こう違うとセンコーはこうだけど、島根の設備はこうだけど、こういう交流理由だから、
0:46:27	違っているというのを、
0:46:30	抜けがないという意味で確認したいので、素行、
0:46:35	わかりやすく説明していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。
0:46:43	中国電力阿武です。
0:46:45	了解しました。ちょっと、
0:46:46	わかりやすく、ちょっと書き方はちょっと検討したいと思いますはい。以上です。中国電力の福間です。書き方備考欄で検討記載の方を検討するとともにですね
0:46:56	補足説明資料でですね、例えば対応がわかるような表を作るなどですね、ちょっとその辺り検討して、改めてご説明させていただきたいと思います。以上です。
0:47:09	規制庁の吉崎さん、お願いします。明確になるようになってれば、抜けがないと思いますので、よろしくお願いします。
0:47:19	少々お待ちください。
0:47:44	規制庁の吉崎です。比較表の8ページ。
0:47:48	お願いします。
0:47:51	ちょっとここで
0:47:55	図3-1でちょっと先行との記載の差で、
0:48:01	演算装置のような、要は、
0:48:05	ものはないんですけど、
0:48:08	これ電気設備がそのまま指示ができる。
0:48:11	ような、
0:48:12	構成になっている、そういう理解でいいですかね。
0:48:19	中国電力川口です。こちら図、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:22	ここに、ご認識の通り、締まりにおいては、熱電対から直接、そのまま演算装置と楽器することなく、
0:48:30	指示記録系、記録の方に、
0:48:33	そのまま入っておりますのでちょっとこのような、
0:48:36	概略恒設となっております。
0:48:38	以上です。
0:48:41	規制庁の吉井です少しその辺を備考に記載していただきたいと思えます。よろしいでしょうか。
0:48:51	中国電力河口です。
0:48:52	了解したと備考欄の方にその旨をわかるようにちょっと記載したいと思います。以上です。
0:49:15	規制庁の吉崎です。18 ページ先ほど誤記があったということで、
0:49:20	説明があったんですけど、この演算装置以降の指示が、
0:49:26	実
0:49:27	普通はこれが支持／記録になるってということでよろしかったですか。
0:49:36	中国電力河口です。ご認識の通り、こちら、18 ページの指示が三つあるんですけど、その一つが、C／記録。
0:49:45	という記載が新しいものとなっておりますので、そのようにちょっと修正いたします。
0:49:50	以上です。
0:49:53	規制庁の井関三つあるうちの一つが、支持／記録になる透過の二つは、
0:49:59	指示のまま、
0:50:00	ということですかね。
0:50:03	中国電力阿久津ここに引き取り、他の二つは指示のままでございます。
0:50:08	以上です。
0:50:10	はい。規制庁吉崎です。了解しました。
0:50:19	規制庁の出席ですが 19 ページ、比較表の 19 ページで、
0:50:24	ちょっと先ほども説明あったんですけど、⑤の層位っていうのは、
0:50:29	05 は、
0:50:31	記録。
0:50:33	保存のところは、
0:50:35	何だ。
0:50:36	後ろの方に、
0:50:38	飛ばしてるから、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:40	藤新居との差異がある、005の水素、そういうことですかね。
0:50:50	中国電力、河口です。
0:50:53	今ご指摘が、
0:50:55	今いただきましたのは、今回第2の2段落目と三楽目の⑤の細井のこと とでございます。よかったですでしょうか。
0:51:04	はい、麻生です。その通りです。
0:51:09	Q5.6 カワグチです。こちら、
0:51:12	⑤の総意としてますが、
0:51:14	ちょっと島根におきましてはこの該当燃料プール水括弧Sについては、 SAの
0:51:20	推定としています。
0:51:22	そのため、
0:51:25	DB設備ではございませんので、警報設定がそもそも要求事項としてな いと。
0:51:31	いう。
0:51:32	ので、
0:51:33	例えば
0:51:34	都丸5、
0:51:36	遅い。
0:51:38	については、
0:51:40	そうね。
0:51:41	東海大の第3段落目の記載については、⑤の総意としてます。
0:51:45	同じく2段落目につきましては、燃料プール、真崎ドイット通り、SA設 備のとして、水を図るものでございますので、
0:51:53	温度についての記載はないと。
0:51:56	ということで、こちらをあわせて、⑤の相違としているものでございます。以 上です。
0:52:07	規制庁の井関須賀少しわかりにくいというか、⑤でも中身が違うんですけど ⑤の相違が二つあるけど今説明してもらったのは何か違うこと言って た気がすんですけど。
0:52:22	中国電力河口です。
0:52:24	同じ⑤の層になるんですが、
0:52:27	2段落目については、⑤で記載しているSA設備の推移を図るものだから、
0:52:34	推計であるので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:52:36	温度に対する記載はないという意味で⑤と書いてます。
0:52:39	で、東海第2の3段落目の記載については、
0:52:42	⑤の相違ということで、SA設備の水位をはかる計器なので、
0:52:47	DBで要求されている。
0:52:50	警報設定とかいう、
0:52:52	警報についてはDB設備で要求されるものであるので、
0:52:55	SA設備のため、該当する記載はないと、ということなのでこちらも同じく、SA設備の推計なので、
0:53:02	この要求、
0:53:04	警報設定に対する要求はないので記載してないという意味で⑤と書いているものでございます。
0:53:11	以上です。
0:53:16	中国電力の福間です。補足させていただきますと、先ほど
0:53:20	AとDのところで書いているというところなんですけども弊社の場合は、
0:53:26	15ページに書いております燃料プール杉ほとんどSAで、
0:53:32	わかっておりましてとトーカイさんの該当の2段落目3段落目に該当するような内容は、
0:53:40	15ページで言いますと、
0:53:50	まして、温度計測ですんで16ページになります。16ページの中段辺り、bポツ温度計測についてというところ書いておりますけども、
0:54:03	bポツのところに、123、
0:54:07	5段落目、
0:54:09	以降のところ、中央制御室での指示と記録、
0:54:15	保存、
0:54:17	の記載を変えていることと、あとは警報につきましても、その下、
0:54:24	になりますけどまた以降のところ。また検出信号は警報設定値に達した場合にはというところ書いておりますけども、警報を出すことをです。その辺りに記載しております。
0:54:35	以上です。
0:54:44	規制庁の義崎です
0:54:46	だんだんわかってきました。
0:54:48	ウワー。だから該当する計器が違うから、それは16ページの方に書いてあって、
0:54:57	19ページでは、
0:54:59	ないと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:01	ちょっとここについてももう少し備考を拡充していただきたいんですけども、わかりやすいように拡充していただきたいんですけども、よろしいでしょうか。
0:55:11	中国電力河口です。ちょっと備考のほうの記載はちょっと検討して、
0:55:15	その旨分かるように、再検討したいと思います。以上です。
0:55:21	規制庁の井関その同じページの 19 ページの下の、
0:55:25	何だ、SA燃料プール水温度各SAを基準規則の 34 条対象設備として いるっていうのを、
0:55:35	ここ、これは何でしたっけもう一度お願いします。
0:55:42	中国電力河口です。
0:55:45	こちらにつきましても、
0:55:47	こちら該当する、この 19 ページに該当する記載はないんですが、
0:55:52	こちら、島根としましては、15 ページ、
0:55:59	(5) 燃料プール水温とか、店舗温度加古SEの記載の一番下の段落、
0:56:06	2、同じ、同様のことを、外部電源がそうした場合においてもという記載 をしております。
0:56:10	なので、こちらの外部電源がそうした場合の麻痺、
0:56:14	医療電用電源からの供給とかで、
0:56:17	運転できるというものは
0:56:20	技術基準の 34 条要求、
0:56:23	となりますので、
0:56:25	34 条対象であります燃料プール水ポツ温度括弧衛生側の方に、
0:56:31	この外部電源喪失時の記載をしているものでございます。
0:56:35	で、燃料プール、
0:56:37	水加古SEについては、
0:56:40	こちらは 34 条対象ではなくて 69 条と 73 条対象設備となりますので、
0:56:46	その該当する記載がないという形になっております。
0:56:50	以上でございます。
0:56:56	規制庁の井関さん、わかりました。今の最後の、
0:56:59	だから、SA燃料プール水温度各SA69730 設備だから、その 15 のペー ジの方に該当赤井であるというそういうことでよろしいですか。
0:57:15	中国電力河口です。ご認識の通りでございます。以上です。
0:57:26	規制庁の義崎ですちょっと備考の方全般的にそう少ししているっていう のは、しているから、どうなのっていうところで、中国電力の設備が不足 してるように見えるので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:40	ちょっとその理由を少し補充して、全般的に、
0:57:46	わかりやすくして欲しいんですけども、よろしいですか。
0:57:52	中国電力河口です。
0:57:54	了解したちょっと全般的にちょっと備考の方は、
0:57:57	記載を見直して、わかりやすくしたいと思います。以上です。
0:58:04	規制庁の井関笹井。
0:58:06	よろしく申し上げます。
0:58:08	少々マツイ。
0:58:45	規制庁の伊藤です。比較表の 32 ページなんですけども、
0:58:51	32 ページの 3-2-3 の重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存の一番下のところですね、記録の保存容量は計測結果を取り出すことで継続的なデータを得ることができるよう、14 日以上保存できる設計とするなんですけども、
0:59:08	そもそもこの 14 っていう数字が何だったかなと思って、ちょっとご説明を。
0:59:14	お願いいたします。
0:59:27	中国電力小口です。町長がちょっと確認しますで少々お時間いただきたいと。
0:59:31	規定し、以上です。
0:59:38	はい、わかりましたアマヤ電力カワグチです。はいどうぞ。はい。
0:59:43	ちょっと確認に時間がかかると思いますんで、また別の質問があればちょっとそちらの方からお願いいたします。はい、わかりました。
1:01:09	規制庁の伊藤です。別の質問でいいですか。
1:01:15	比較表の、
1:01:17	37 ページ。
1:01:19	の燃料プール温度、
1:01:22	ところで、
1:01:25	計測範囲が継続可能が 0 から 150 度の温度計測可能。
1:01:31	通す例として、
1:01:33	おるんですけども、
1:01:35	これは 100 度とかじゃなくてこの 150 っていうのは何か、
1:01:39	何でかなと思ったんですけども説明をお願いいたします。
1:01:49	中国電力河口です。
1:01:50	ちょっと所長、確認しますね町長ちょっとお時間いただきたいと申します。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:37	中国電力河口です。
1:02:39	こちら、燃料プロードの温度、
1:02:43	継続の上限の考え方なのですが、
1:02:46	確かに通常運転とかでも、65 度、
1:02:50	あれがあるんですが、ちょっとそちらに余裕を見まして、弊社としては 150 度まではかれる熱電対を設置しているものでございます。
1:03:00	以上です。
1:03:24	はい、わかりました。ありがとうございます。
1:04:55	中国電力河口です。
1:04:58	すいません。先ほど、
1:04:59	ちょっとご質問のありました。
1:05:03	14 日間の保存につきましては、ちょっと今確認はしてるんですけどちょっと明確な回答がちょっとこの場ではちょっとできそうにないので、ちょっと別途回答させ、
1:05:12	次回のちょっとヒアリング等でちょっと回答させたいと思いますがよろしいでしょうか。
1:05:18	はい。お願いします。
1:06:46	規制庁の吉崎です。比較表の 43 ページで、
1:06:55	高齢で、温度高のところろうの検出点は、
1:07:02	サイフォンブレイクの褐炭よりした、になって、
1:07:07	下になっているってことでいいですかシミズ見づらいんですけど。
1:07:14	中国電力河口です。
1:07:16	こちら、ご認識の通りでございまして、サイフォンブレイク配管の方がまとめにくいんですけど、こちら、右に書いてあるプラス 6632。
1:07:26	ミリで、
1:07:27	こちらの温度高の警報の熱電対がついてるのが、プラス 5800mm ということで、サイフォンブレイク配管下端より下のところに、
1:07:35	温度高警報の熱電対は設置されております。
1:07:38	以上です。
1:07:41	はい。規制庁柚木ですわかりました。ちょっと確認なんですけど推計の方は、一番下端が燃料ラックの一番下Dだん。
1:07:52	ないんですけど、これは何、なくてよかったんだっけ何か先行はすべて下回り行ってた気がしたんですけど、
1:08:01	これを見ると、
1:08:03	何かマイナス 1000 ぐらいですよ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:08	そこまで測れない。
1:08:13	中国電力河口です。ご認識の通り、こちらのメールプール水
1:08:18	ポツ温度(1)のヒートサーモ式については、
1:08:21	使用済み燃料貯蔵ラックの
1:08:23	上端からマイナス。
1:08:24	1メートル1000mmのところまでが継続範囲となっております、
1:08:28	結構
1:08:30	同じ比較表においては、
1:08:32	図の45ページ。
1:08:35	燃料プール水括弧SA、
1:08:38	ガイドばらつきの推計がありますが、こちらが、
1:08:41	前にちょうど緑色トラック長短から、
1:08:45	マイナス4300ミリ。
1:08:48	ことで、ほぼ燃料プール底部までが計測範囲となっておりますので、
1:08:52	こちらの、
1:08:53	より底部まで行ったらこちらのガイドパルス式水位計で、
1:08:57	水位を測定するという形になります。以上です。
1:09:02	規制庁吉崎です。その次のガイドパルスの方で、
1:09:06	そっちではかるってということですね少し、
1:09:09	思い出してきました。はい。バックアップというかガイドパルス式リスク上から下まで、
1:09:15	一気通貫で見てるということ、
1:09:19	確認しました。はい。
1:09:22	所長大町甲斐。
1:10:24	規制庁の吉崎紗帆そくの方で、
1:10:29	ガイドパルス式。
1:10:32	についてはこれもだから常時、
1:10:35	監視している。
1:10:38	運転長監視しているということでよろしいですかね。
1:10:48	中国電力河口です。こちら、ガイドパルス式水位計についても、
1:10:53	SA設備ではございますが、通常時から電源が入って水位計測をしているものとなります。以上です。
1:11:21	あ、規制庁のヨシザキです8ページ、補足のほうの8ページで、
1:11:27	何だ、
1:11:30	ヒートサーモの方は、先ほど筒井。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:34	起因したところということで、
1:11:36	何だ、
1:11:38	燃料プールの操車された燃料そして期間は、水温水を常時、
1:11:44	点検時を除くで継続してるっていうふうにあるんで、そのガイドパスはもう少しその辺の運用面の記載を、
1:11:53	検討していただきたいんですけども、よろしいですか。
1:12:00	中国電力加来です。どっか書いてあるならいいんですけど。
1:12:05	中国電力川口です。現状、記載しているところはないので、ちょっと補足説明資料の、
1:12:12	燃料プール水ガイドパルス式の
1:12:15	項目のところのどっかにちょっと追記することを検討したいと思います。
1:12:19	以上です。
1:12:21	はい。規制庁吉崎ですはい。
1:12:24	よろしくお願いします。
1:12:26	少々お待ちください。
1:12:35	規制庁の吉崎です。企画の 13 ページで、
1:12:39	燃料プールライナードレンの水系で、
1:12:44	ここ、この図を網見た限りですけど
1:12:50	どう言ってきたら、その水がたまってドレン止め弁から上がって行って、その遂行をたたけば、
1:12:57	これは漏えいしているっていうことで、警報が出るとそういうことでよろしいですか。
1:13:11	あ、中国電力河口です。
1:13:13	ご認識の通り、ライナーから漏えいが発生すると、こちらの止め弁は閉まっていますので、この水検出器のところに、水がたまってきまして、一定以上の高さになったら、
1:13:25	水漏えいの警報が発生すると、というような形になっております。以上です。
1:13:40	規制庁の施設ドレン弁ってこれ何か、
1:13:44	なんだ、要は、
1:13:46	定検ごとに点検とか開閉して、
1:13:50	リセットというか、
1:13:52	そういう操作、ドレン弁の運用を説明しております。
1:14:09	中国電力河口です。それまでちょっとドレン弁の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:14:13	ちょっと運用につきましてはちょっとこの場でちょっと回答が難しいので、ちょっと次回のヒアリング時に、別途回答させていきたいと思えます。
1:14:20	以上です。
1:14:25	市長の井関そこを
1:14:29	説明を補足していただければ、嘘。その時に説明してもらうんで、
1:14:34	できればその本記載を検討いただきたいと思えます。
1:14:39	以上です。
1:14:42	中国電力阿久津です。了解いたしました。ちょっと再検討いたします。以上です。
1:14:59	規制庁のヨシザキです。ここでこちらからのコメントは以上になりますけどもこちらから説明するもの、何かあるでしょうか。
1:15:13	中国電力川口です。こちらから特に説明事項はございません。以上です。
1:15:20	規制庁のヨシザキそれでは本日のコメントの確認をしたいと思えますので、準備をお願いします。
1:15:31	中国電力の福間です。画面を共有しまして少々お待ちください。
1:16:12	中国電力の河島です。画面共有操作を実施しましたが、画面共有できていますでしょうか。
1:16:19	以上です。
1:16:20	規制庁ヨシザキですはい。見えております。お願いします。
1:16:26	中国電力の川島です。それでは、コメント内容について確認させていただきます。
1:16:32	まず一つ目ですが、比較表の 4 ページ目になりまして、
1:16:37	内容といたしまして燃料プール冷却ポンプ入口温度及び燃料プールライナドレン漏れ水を申請範囲としている理由を、
1:16:46	詳細に説明すること。
1:16:49	二つ目が同じく比較表の 4 ページになりまして、
1:16:52	類型化しております③のそういう理由について、先行プラントとの相違理由を明確に説明すること。
1:17:00	続きまして三つ目ですが、比較表の 8 ページになりまして、
1:17:05	島根の記載図 3-1 の構成図について、先行プラントとの相違理由を説明すること。
1:17:14	四つ目ですが、比較表の 19 ページになります。
1:17:19	東海第 2 度の相違理由として、⑤の層位を、を類型化して記載しておりますが、そちらの内容をより詳細に説明すること。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:29	五つ目ですが、比較表、同じく 19 ページになりまして、
1:17:34	こちら全般的なコメントとなっておりますが、先行プラントとの相違理由として、何々としていると記載している箇所について、資料全般的に説明を明確化すること。
1:17:48	次の六つ目ですが、比較表の 32 ページになりまして、
1:17:53	データ保存期間を 14 日以上と記載している箇所について、その 14 日以上としている理由をご説明すること。
1:18:04	続きましてすみませんナンバーが間違っておりますがナンバー15 と記載しているか、箇所を七つ目になりますが、
1:18:12	こちらから補足説明資料のコメントとなっております、8 ページ目、
1:18:18	ヒートサーモ式に記載を追記した内容について、
1:18:21	ガイドパルス式でも、常時監視していることがわかるように、記載を検討すること。
1:18:28	その下、同じく補足説明資料の 13 ページ。
1:18:33	図中、図 1-12 のドレン弁の運用に関する記載について、
1:18:39	記載内容を検討すること。
1:18:42	以上の、OK やつとなっておりますが、認識相違ないでしょうか。
1:18:48	以上です。
1:18:52	規制庁のヨシザキですはい。そうですね。このやつで、相違ないです。全般的に少しわかりづらくなってるのを少し明確に、
1:19:03	総意を詳細にっていうところが、
1:19:08	ポイントというか、
1:19:10	そこが明確になればあとは
1:19:13	今回説明がなかったカメラのところの設備の、
1:19:17	説明をされれば、一通り終わるとのことだと思います。
1:19:24	はい。相違はありません。以上です。
1:19:35	規制庁ヨシツグそれではそちらから、他に説明何か連絡するものがなければ、ヒアリングを終わりたいと思いますが、よろしいでしょうか。
1:19:51	中国電力、河口です。こちらは特にございませんので、はい。大丈夫です。
1:19:56	そうです。
1:19:57	はい。規制庁ヨシザキそれでは本日のヒアリングを終了したいと思います。ありがとうございました。
1:20:05	ありがとうございました。ありがとうございました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。